

介護サービス事業所
高齢者施設等事業者 各位

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市福祉サービス事業所燃料費等高騰対策支援事業の実施について(お知らせ)

各事業者の皆様におかれましては、高齢者等の生活を支えるため、献身的に業務を遂行していただき、心から感謝申し上げます。

さて、本市におきましては、地方創生臨時交付金を活用し、地域福祉を支える福祉サービス事業所の事業継続を応援するため、コロナ禍において高騰する燃料費等(燃料、電気・ガス料金)の負担を軽減すべく、1法人あたり10万円～40万円の助成金を支給します。

つきましては、本事業をご活用いただき、事業の安定的な継続実施にお役立てくださいますよう、お願いいたします。

記

1 対象事業所

令和5年7月1日時点で飯塚市内に介護事業所を有し、通算して1月以上運営されていること。ただし、介護サービス事業所のみなし指定を受けた医療機関は除く。

2 助成金の額

令和4年度の燃料費及び光熱水費の年間決算額をもとに、以下の区分で支給します。

なお、申請日までの事業期間が1年に満たない場合は、年間決算見込額(事業開始以降から申請日までの任意に1か月の支払額に12を乗じて得た額)をもとに、区分します。

	助成金の額	燃料費等の年間決算(見込)額
区分1	10万円	400万円未満
区分2	20万円	400万円以上800万円未満
区分3	40万円	800万円以上

3 申請の単位

原則として、「飯塚市内介護保険指定事業所一覧表」及び「飯塚市介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所一覧表」に記載されている次表に掲げる **事業所等を運営する法人単位**とします。

対象となる介護サービス事業所等

通所系事業所	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第1号通所事業を行う事業所、複合型サービス
訪問系事業所	訪問介護・訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、第1号訪問事業を行う事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
支援事業所	居宅介護支援、介護予防支援、第1号介護予防支援事業を行う事業所
入所系事業所	短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
福祉用具事業所	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

4 申請方法

「飯塚市福祉サービス事業所燃料費等高騰対策支援金支給申請書兼請求書」を添付資料とともに、メール、FAX、郵送又は持参してください。

※なお、上記様式は下記ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードして使用してください。

- 飯塚市HPトップページ >健康・福祉 > 介護保険 > 介護保険事業者向け情報 > 飯塚市福祉サービス事業所燃料費等高騰対策支援事業の実施について

5 申請締切

令和5年10月31日(必着)

6 提出先

飯塚市役所 福祉部 高齢介護課 事業所係

メールアドレス：koureikaigo@city.iizuka.lg.jp

FAX 番号：0948-25-6214

郵送先住所：〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号

7 留意事項

- ・支給決定の通知は行いません。
- ・申請書受理後、申請の内容に問題等がなければ、3週間～4週間程度で申請書兼請求書に記載された口座に振込します。

【問合せ先】

飯塚市役所 高齢介護課 事業所係

☎0948-22-5500 (内線) 1131・1132